

専決処分書



地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 17 日

座間市長 佐 藤 弥 斗

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解し、損害を賠償するものとする。

- 1 相 手 方 座間市栗原中央三丁目在住 男性 29 歳
- 2 和 解 の 要 旨 市は相手方に対し 80 万 4,559 円を支払い、相手方は市に対し 3 万 2,989 円を支払う。
- 3 事故発生日時 令和 5 年 11 月 4 日午後 2 時 45 分頃
- 4 事故発生場所 座間市東原四丁目 1 番 15 号先路上
- 5 事 故 の 状 況 庁用車が一時停止せずに交差点を通過しようとしたところ、右側から走行してきた相手方車両と衝突し、双方の車両が破損したものである。
- 6 損害賠償の額 80 万 4,559 円

参考資料

事故見取図

